

# 障害者総合支援法 改正と報酬改定

～30年4月から何が変わるのか～

全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員  
(社)日本発達障害連盟 「J」ニュース編集長  
内閣府障害者差別解消法アドバイザー

又村 あおい

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 1

## 今日お話しすること

- 1 障害者総合支援法3年後見直し議論の背景と地域生活支援拠点
- 2 総合支援法(児童福祉法)の改正概要とポイント
- 3 平成30年度報酬改定の方向性

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 総合支援法3年後 見直し議論の背景と 地域生活支援拠点

地域生活支援拠点の整備は  
平成33年3月まで  
総合支援法の改正は平成30年4月から

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 見直し議論の背景(その1)

総合支援法附則第3条においては、施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 見直し議論の背景（その2）

### 【総合支援法・衆参附帯決議 1】

- ① 意思疎通支援について、市町村と都道府県の役割分担と、複数名に対する派遣ニーズへの対応
- ② 障害福祉計画の策定について、中長期的なビジョンを持ちつつ地域生活の支援を行う
- ③ 地域における居住の支援等の在り方について、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、グループホーム、小規模入所施設等を含め、早急に検討
- ④ 難病患者に対する支援について、総合的な支援法制度の構築を早急に検討
- ⑤ 精神障がいのある人への支援について、住まいの場の整備や相談体制など、総合的支援体制を早急に検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 5

## 見直し議論の背景（その3）

### 【総合支援法・衆参附帯決議 2】

- ⑥ 成年後見制度について、利用促進の在り方と成年被後見人の政治参加の在り方を検討
- ⑦ 就労支援の在り方について、一般就労のさらなる促進と職場定着を進めるサービスの在り方を検討
- ⑧ 常時介護を要する障害者等に対する支援については、重度訪問介護等を支給決定する市町村への支援等を検討し、所要の措置
- ⑨ その他、障害福祉サービス事業所に対する地方税や都市計画制度の適用、障害者政策委員会の運営に関する附帯決議あり

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 6

## 支援拠点の整備手法・その1

### 入所施設に機能併設タイプ

1. いわゆる「小規模入所施設」を整備するか、既存の入所施設を拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、相談支援、訪問看護・ヘルパーSTなどを併設
3. 施設整備補助の可能性あり。ただし、入所施設から地域移行は計画どおり進めるため、新設は県内全体で調整が不可欠

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 7

## 支援拠点の整備手法・その2

### 大きめグループホームに機能併設タイプ

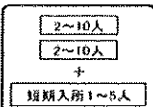
1. グループホームの建物特例（最大20名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には安心コールセンターや体験利用、短期入所、重度対応の通所、相談支援、訪問看護・ヘルパーSTなどを併設
3. グループホームは現在でも施設整備費補助あり。さらに、30年4月から「重度対応型GH（短期入所併設）」を制度化

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 8

## 30年4月からはこんな動きも

### 重度対応型共同生活援助の設置イメージ(案)

#### 重度対応型共同生活援助



- 住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 9

## 支援拠点の整備手法・その3

### 単独型タイプ(居住施設と併設しない)

1. 入所やGHなどの居住施設ではなく、通所事業所や単独型短期入所を拠点とするタイプ
2. 母体となるのは通所(単独型短期入所)で、安心コールセンター、単独型短期入所、相談支援、訪問看護・ヘルパーSTなど併設
3. 新潟県上越市「りとるらいふ」などが典型。居住施設を必要としないため理論的な可能性は高いが、全国でも例は少ない。最低でも単独型短期入所の併設は必須

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 10

## 支援拠点の整備手法・その4

### 既存事業所による機能分担タイプ (面的整備タイプ)

1. 建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所(入所施設を含む)の活用(機能強化)により対応する(今ある事業所が頑張る)タイプ
2. 既存の短期入所が定員を5名増やす、相談支援が地域定着支援(緊急時つけつけ支援)を行う、生活介護が看護師を配置する・・・など
3. 既存事業所の機能強化を予定どおり図ることができるか(市町村の役割が重要)

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 11

## 支援拠点整備に対する財政措置

1. 国のスタンスは、基本的に「地域生活支援拠点整備補助金」のように特別な財政措置は取るのではなく、既存の報酬や補助金などを活用する方向 平成26年11月17日・報酬改定検討資料

・相談	→ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
・体験の機会・場	→ 体験的な利用の基本報酬による評価(共同生活援助) 障害福祉サービスの体験利用加算(障害者支援施設、地域移行支援) 体験宿泊加算(地域移行支援) 地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業(地域生活支援事業)
・緊急時の受け入れ・対応	→ 緊急短期入所体制確保加算・緊急短期入所受入加算(短期入所) 地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業(地域生活支援事業)
・専門性	→ 強度行動障害支援者養成研修等各種研修の実施(地域生活支援事業 等) 障害吸引等研修の実施(セーフティネット支援対策事業)
・地域の体制づくり	→ 地域移行のための安心生活支援のうちコーディネート事業(地域生活支援事業) 基幹相談支援センター、協議会の活用

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 12

## 支援拠点整備に対する財政措置

2. ただし、拠点整備が進んでいない状況を鑑みて、平成30年度の報酬改定では拠点整備を後押しするような改定案を提示
3. 検討会で示された相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを中心に報酬を見直し
4. 相談体制については、緊急受入を行う短期入所を併設し、24時間の相談に対応する特定（計画）相談に加算を設定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 13

## 支援拠点整備に対する財政措置

5. 短期入所については、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直す
6. さらに、緊急時の定員超過受入は期間を区切って特例的に加算し、その間は定員超過利用減算は適用しない運用
7. 拠点機能を担う事業所については、日中活動の体験利用支援加算の利用期間の制限を撤廃し、記録様式も簡素化

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 14

## 支援拠点整備に対する財政措置

8. 体験利用支援加算の設定について体験利用開始直後を高く評価（その後は逡減）
9. 専門的人材の確保・養成については、福祉専門職員配置加算や重度障害者支援加算などのあり方を検討
10. 拠点機能を担う事業者については、市町村職員や自治会関係者などを交えて共同対応する場合に「地域体制強化共同支援加算」（仮称）を新設

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 15

## それでも多少は予算を取る

1. 地域生活支援拠点のマストアイテムは「緊急受入れ（短期入所）」と「いつでも相談できる体制（コーディネート体制）」
2. 緊急受入れについては、エリア内の短期入所実施事業所と協定等を結び、緊急受入れの場合には最大で1泊10万円など思い切った単独加算を検討
3. もしくは、部屋を1室年間借り上げ

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 16

## それでも多少は予算を取る

4. 地域に十分な短期入所事業所がない場合には、緊急対応＝短期入所という常識から脱却することも必要
5. たとえば、地域のホテル・旅館と緊急時の受入れ協定を結び、人的対応はヘルパー事業所が担う組み合わせも
6. あるいは、自宅から外出すること自体がリスクとなる人の場合、「訪問型短期入所」の事業化も

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 17

## それでも多少は予算を取る

7. コーディネート機能については、何しろ人件費を確保(延べ7名は必要)
8. ただし、予算獲得が難しいようであれば、「地域定着」を幅広く支給決定するなど人員確保が可能な運用を検討
9. 地域定着は、スタンバイで月3,000円、緊急出動で1回7,000円、さらにサービス等利用計画とモニタリングも対象
10. 支給決定100名程度で1人確保可能

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 18

## 総合支援法の

## 改正概要とポイント

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 見直し議論の背景(その1)

総合支援法附則第3条においては、施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 改正概要とポイント

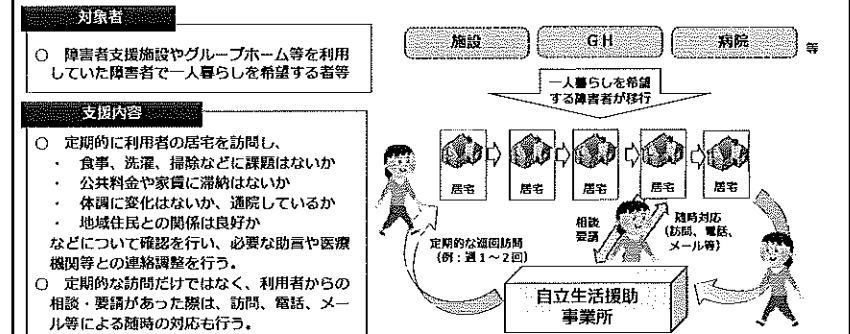
### 常時介護を要する障害者への支援

1. 常時介護だけでなく「日常的」に「支援」を要する者に対する支援も実施
2. 重度包括支援の利用を促進（家族同居でも利用しやすくするなど）し、重度訪問介護は入院中も利用可能とする
3. 地域で単身生活する者向けの定期巡回型サービスを新設（自立生活援助）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 21

## 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直し求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 平成29年7月時点の情報

1. 対象者は退院・退所者（3か月以内）、障害や疾病のある家族との同居から独立する者、その他利用により自立した日常・社会生活を営むことが可能と判断される者
2. 利用期間は1年、ただし市町村審査会で必要があると認められれば延長可能
3. 利用対象者の幅や利用する期間などは市町村の判断で大きく揺れる可能性あり
4. 報酬体系などは後述

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 23

## 改正概要とポイント

### 常時介護を要する障害者への支援

4. 地域生活支援拠点の整備を推進（グループホームにおける重度障がい対応、短期入所の実施など）
5. グループホームにおける利用対象者を見直す方向で検討？
6. 重度訪問介護が入院中も利用可能となる（行動援護も同様の対応が必要？）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 24

## 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
  - ・ 体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
  - ・ 行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を起こし、自傷行為等にまで至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

### 訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
- ※障害支援区分6の者を対象とする予定
- ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応



### 訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 平成29年7月時点の情報

1. 対象者は障害支援区分「6」の者に限定される方向（重訪そのものは区分「4」から利用可能）
2. 派遣先は病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（介護医療院は、現行の療養型病床）
3. 医療サービスが提供される医療機関や介護保険系施設はすべて対象になる見込み
4. 看護職員との役割分担等は不明確

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 26

## 改正概要とポイント

### 障害者等の移動の支援

1. 基本的には、現行の個別給付・地域生活支援事業（移動支援事業）による支援の枠組みを維持
2. 通勤・通学等に関する移動支援は、関係省庁や自治体とも連携し、すべてを福祉分野で担わない
3. 就労移行や放課後デイでも訓練実施？

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 27

## 改正概要とポイント

### 障害者等の移動の支援

4. 入院中の外出・外泊時の移動支援（少なくとも個別給付）については対象となることを明確化 → 6月28日付けで個別給付は利用OKの通知（移動支援は市町村判断）
5. 入所中の移動支援については、施設における支援へ含まれることを前提に、報酬上の評価について引き続き検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 28

## 改正概要とポイント

### 障害者の就労支援

1. 就労支援事業の成果は出ている（平成20年度就労実績1,700人、25年度就労実績10,000人）特に精神障がいが多い
2. ただし、移行支援については就労への移行者ゼロの事業所も30%存在
3. 継続Bでは工賃2万以上が17%、1万円未満が40%、3千円未満もあり

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 29

## 改正概要とポイント

### 障害者の就労支援

4. 工賃向上や一般就労への移行を促進させるための方策を検討するとともに、就労定着に向けた支援のあり方を強化
5. 移行支援は現行の報酬を踏まえて、さらに一般就労への移行実績に応じ評価
6. 就労継続（A・B）についても、新たに就職実績を加味して評価

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 30

## 改正概要とポイント

### 障害者の就労支援

7. 就労継続Aについては、運営実態が多様なため、運営基準そのものを見直し
8. 就労継続Bについては、工賃額に着目した報酬評価を導入
9. いわゆる直Bアセスメントの対象拡大を検討（今後は就労継続利用者全員に拡大される？）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 31

## 改正概要とポイント

### 障害者の就労支援

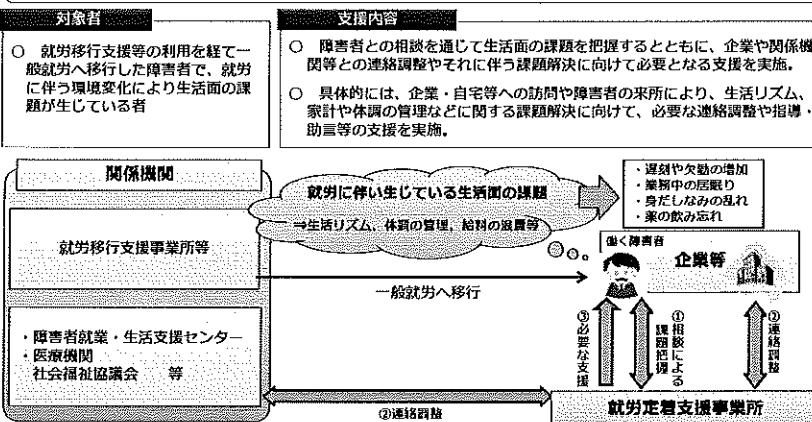
10. 職場定着を強化するため、就業に伴う生活上の支援ニーズに対応し、企業・家族との連絡調整や生活支援等を短期集中で提供するサービスを新設（就労定着支援）
11. 事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを創設

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 32



## 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりに行うサービスを新たに創設する(「就労定着支援」)。



平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 平成29年7月時点の情報

1. 対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した者(特別支援学校やハローワーク、ナカポツセンターなどから就職した人は対象とされない見込み)
2. 利用期間は3年間(1年ごとに支給決定期間を更新)延長はない模様
3. いわゆる「一生に1回しか使えない」問題については不明確

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 34

## 改正概要とポイント

### 精神障害者に対する支援

1. 本人の意向を尊重し、精神障がいのある人の地域移行・地域生活の支援の取組を強化
2. ピアサポーターの質確保のため、養成専門研修を含め、必要な支援を検討
3. 精神障がい対象の短期入所について、医療との連携のあり方を検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 35

## 改正概要とポイント

### 精神障害者に対する支援

4. 地域生活支援拠点について、精神科医療と連携した整備を推進
5. 一人暮らし希望の人を対象とした、定期巡回型サービスを検討(包括サービス? ITの活用による効率化?)
6. 地域移行・定着の協議、長期入院者の退院目標の反映など市町村の役割強化

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 36

## 改正概要とポイント

### 精神障害者に対する支援

7. 精神障がいの特徴や適切な対応方法について、研修の標準化などを行い、ノウハウを有する福祉人材を育成
8. 特に立ち遅れている高次脳機能障害については、有効な支援方法の研究、支援を担う人材養成に資する研修のあり方を研究

## 改正概要とポイント

### 意思決定支援・成年後見制度

1. 現在、意思決定支援の定義・意義・仕組み等を明確化するためのガイドラインの策定に向けた調査研究が進行中
2. 支援場面では当然に考慮されるべきもの（加算等を設定するものではない）
3. 意思決定支援ガイドライン（仮称）を作成し、普及を図る

## 改正概要とポイント

### 意思決定支援・成年後見制度

4. ガイドラインには意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成時に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）などを盛り込む
5. ただし、形式的な適用ではなく、実質的な自己決定権の担保が重要

## 改正概要とポイント

### 意思決定支援・成年後見制度

6. 障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化
7. 成年後見制度利用の理解促進を目的として研修の実施
8. 成年後見制度の制度設計は障害者部会で行わない

## 「意思決定支援ガイドライン」の概要

総論

- ◆ 意思決定支援の定義
- ◆ 意思決定支援を構成する要素  
障害者の態様/意思決定の内容(領域)/人的・物的環境等
- ◆ 意思決定支援の基本的原則
- ◆ 意思決定支援における合理的配慮
- ◆ 意思決定支援における留意点

各論

- ◆ 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援
- ◆ 意思決定支援の仕組みの構築  
意思決定支援責任者の配置/意思決定支援会議の開催/意思決定支援会議の開催
- ◆ 意思決定支援における連携等  
相談支援事業所との連携/学校との連携/医療機関等との連携  
自立支援協議会との連携/成年後見人との連携/当事者団体等の連携 等
- ◆ 意思決定支援における危機管理

## 改正概要とポイント

### 高齢の障害者に対する支援

1. 現行の介護保険優先原則を維持することが前提
2. 一部サービスに、障害福祉サービス事業所が介護サービスを併設できる仕組みを導入(共生型類型の新設)
3. 基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携の推進

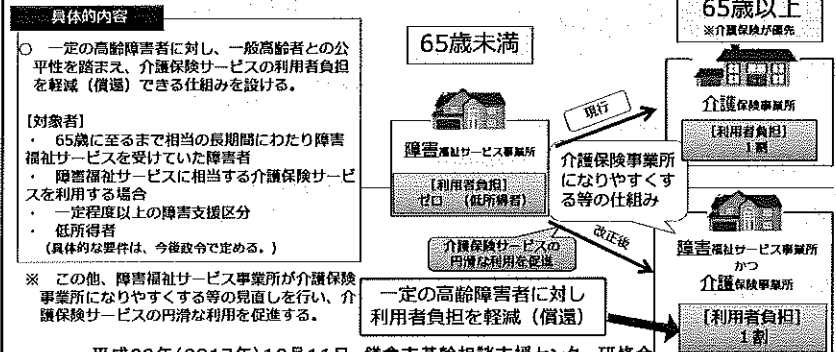
## 改正概要とポイント

### 高齢の障害者に対する支援

4. 相談支援専門員と介護支援専門員の連携を推進(両方資格保有者を拡大)
5. 介護保険サービス移行に伴う利用者負担は、高額障害福祉サービス費に特例を設けて対応(大幅に負担軽減)
6. 移行前の障がい者事業所から介護保険事業所への申し送り強化

## 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



### 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

**1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定**  
 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。


**2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**  
 ○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備  
 ○ 住居に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（※）  
 （※）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等  
 ○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題解決のための体制

**3. 地域福祉計画の充実**  
 ○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

**新たに共生型サービスを位置づけ**

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

障害児者

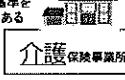


障害児者サービス事業所

現行

サービスを提供する場合、それぞれ指定基準を満たす必要がある

高齢者

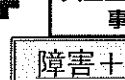


介護保険事業所

障害児者

高齢者

新 共生型サービス事業所



障害+介護事業所

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。※逆も同じ

※対象サービスは  
 ①ホームヘルプサービス  
 ②デイサービス  
 ③ショートステイ等を想定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 「共生型」ってなんですか？

1. 簡単にいうと、障害福祉サービス事業所が介護保険のサービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を併設しやすくする仕組み（類型）のこと
2. 介護保険デイ、小規模多機能事業所には、定員内数で基準該当生活介護や児発・放デイを併設するルールあり（ただし低報酬）
3. このルールを障害福祉サービス事業所にも適用し、報酬も引き上げるイメージか

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 46

## 「共生型」ってなんですか？

定員40名の生活介護事業所を例にすると・・・

× 原則として介護保険の事業を併設することができない

× 65歳になると別の介護保険デイへ移行

× 利用する事業所やメンバー、支援者がガツリと変わる

× 介護保険デイへ移行すると利用者負担は正味1割

→

○ 定員40名の内数（たとえば5名）を介護保険デイとして併設可能

○ 利用する事業所やメンバー、支援者の変更なし、利用制度のみ介護保険へ移行

○ 利用者負担は1割だが、条件を満たす者は大半を後日返金

共生型  
類型なら

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 47

## 介護のデイで生活介護や児発放デイを併設する場合の条件

- ① 従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上（障害者を介護デイの定員に組み込む）
- ② 設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上
- ③ その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

※ 小規模多機能の場合は面積要件が緩くなる

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 48

## ここが心配！高齡障害者対応

1. 各事業所における「共生型」への転換見込みが不透明（介護デイのサビ管が必要？職員資格は介護デイに合わせる？）
2. 週5日利用が可能な要介護認定が出るかどうか保証がない（知的・発達障がいには要介護度軽くなりがち？実質的には併用？）
3. 利用者負担の軽減対象は不透明（どれくらい生活介護使っていると対象？償還払いと一時的に建て替えできる？）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 49

## 平成29年7月時点の情報

1. 負担軽減対象者は65歳に達する日以前の5年間にわたり、ヘルパー、ショートステイ、生活介護の支給決定を受けている、支援区分「2」以上で低所得の者（これらの条件をすべて満たしていることが条件）
2. また、65歳になるまで介護保険サービスを利用してこなかったことも条件
3. 具体的な軽減額や「共生型」の事業所指定要件などは不明

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 50

## 改正概要とポイント

### 高齡の障害者に対する支援

7. 65歳以降に障がい状態になった人については介護保険制度が優先（現在のルールと同じ）
8. 障害福祉サービス事業所に対する高齡化対応の支援手法研修を実施
9. GHにおける高齡化した人への対応を強化（高齡者支援や日中活動の評価）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 51

## 改正概要とポイント

### 障害支援区分の認定を含めた支給決定

1. 現行の障害支援区分、支給決定プロセスを維持することが前提
2. 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、研修制度の見直し、指導的役割を担う主任相談支援専門員を育成
3. 2次判定の引上げ割合地域差の課題を検証し、必要な改善策を検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 52

# 改正概要とポイント

## 障害支援区分の認定を含めた支給決定

- 市町村ごとの審査判定実績などを国が把握して自治体に対して提供（認定事務の適正な運用を図る）
- 認定調査員等が全国の都道府県で標準的な研修が実施できるように検討
- 国庫負担基準については、重度障害者が多い小規模市町村へ配慮

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 53

# 改正概要とポイント

## 障害児支援

- 基本的な枠組みは大きく変更せず、通所系サービスや医療ケアを要する子どもへの対応を見直し
- 児童養護施設や乳児院などへ入所する子どもへの訪問型サービス利用を拡大（保育所等訪問支援の派遣先拡大）
- 子どもの自宅訪問型の発達支援サービスを新設（居宅訪問型児童発達支援）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 54

## 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

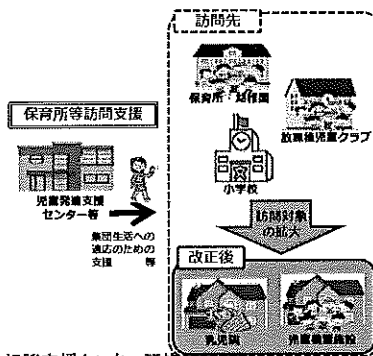
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5%/平成24年度）
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

### 対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
  - ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
    - ・保育所、幼稚園、小学校 等
    - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（例：放課後児童クラブ）

### 支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
  - 障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
  - 訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）



平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

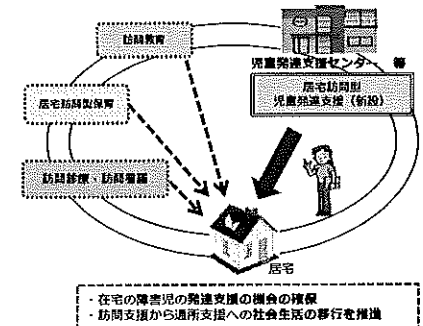
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

### 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

### 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
  - 【具体的な支援内容の例】
  - ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
  - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

# ここが心配！ 児発・保育所等

1. 保育所等訪問支援の訪問先拡大先が措置対象施設となっている（誰が支給決定する？すべて「やむを得ない措置」で対応？）
2. 養護施設へ派遣できるほど保育所等訪問支援が整備されていない（整備されていても引っ張りだこ、どうやって利用調整？）
3. 訪問型児発だけでは支援として不十分（訪問看護や居宅訪問型保育の整備は？子育て支援部署や医療保健部署との連携は？）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 57

# 改正概要とポイント

## 障害児支援

4. 重心判定に当たらない医療ケアを要する子どもが福祉サービスを利用できるような方策を検討
5. 放課後児童クラブ等一般子育て施策における障がい児の受入れを推進
6. 放課後等デイについては制度面・運用面の見直しを行い、加えて事業所指定の総量規制を導入

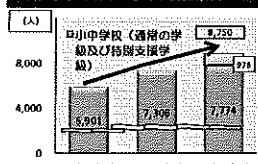
平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 58

## 医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。

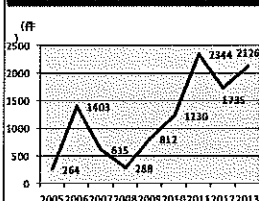
※ 施報例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

### 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」（※小中学校は平成24年度から）

### 在宅人工呼吸器治療管理料算定件数（0～19歳）の推移



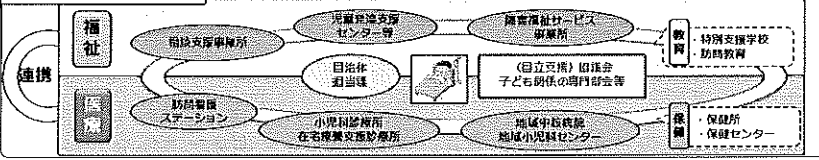
平成27年度厚生労働省「障害者福祉調査」在宅人工呼吸器治療管理料算定件数（N=797）（国勢調査）

### 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員（医師、看護師、MSW等）	692	77.4
特別支援学校等の職員（養護教諭等）	405	45.3
福祉サービス事業所の職員	192	31.7
行政機関の職員（保健師等）	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
非営団体、支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない、分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省「障害者福祉調査」在宅人工呼吸器治療管理料算定件数（N=797）（国勢調査）

### 関係機関による連携イメージ図



## 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
- ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

### 具体的内容

- 【基本指針】
  - 障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。
- 【障害児福祉計画】
  - 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。
  - 市町村障害児福祉計画
    - ・ 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - ・ 各年度の障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 都道府県障害児福祉計画
    - ・ 障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - ・ 都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
    - ・ 各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数
  - ※ 上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定める見込みの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## ここが心配！医ケア・放デイ

1. 医療的ケア児の支援体制整備は努力義務となっている（都道府県と市町村の役割分担は？そもそも何が課題か分かっている？）
2. 重心判定されない医療的ケア児のサービスは限りなく整備されていない（どうやって整備？重心判定、今までどおり？）
3. 放デイは相当の覚悟を（職員の資格要件は？どうなる？30年報酬改定の見通しは？放デイガイドラインの自己点検は？）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 61

## 改正概要とポイント

### その他の障害福祉サービスの在り方等

1. 障害福祉サービス等の質の向上・確保や制度の持続性の確保を念頭
2. 「障害者」の範囲は、指定難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討
3. 事業所の情報（事業内容、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを創設

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 62

## 改正概要とポイント

### その他の障害福祉サービスの在り方等

4. 介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考とした事業所等への指導事務を委託可能とする方向
5. 市町村からサービス内容や金額を通知するなどの取組を推進
6. 利用者負担は他制度とのバランスや制度の持続可能性を踏まえて検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 63

## 改正概要とポイント

### その他の障害福祉サービスの在り方等

7. 食事提供体制加算については廃止を含めて検討
8. 地域生活支援事業は執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査
9. 補装具については貸与方式の活用
10. その他の制度・運用面に関する課題・指摘についても引き続き検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 64



# 平成30年度

## 報酬改定の方向性

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料

## 報酬改定全体の方向性

1. 前回(平成27年度)の報酬改定は非常に厳しいと言われながら総トータルでプラスマイナスゼロとなったが、今回はさらに厳しい状況が予想される
2. 史上初めて、障害者団体と事業所団体が連名で報酬確保を要望することとなったが、プラス改定は打ち出せず(プラマイゼロを求める内容)
3. 最大でもプラマイゼロが限界か

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 66

## 報酬改定全体の方向性

4. 今回は、障害福祉サービスの報酬だけでなく、介護保険や診療報酬も同時に改定される「トリプル改定」である点にも留意
5. 特に、医療との関連が深い医療的ケアへの対応や、障害福祉と介護保険の相互乗り入れである共生型については影響甚大(障害が乗り入れる際の要件は介護側で議論)
6. 介護保険報酬・診療報酬を議論する審議会等のうごきも注視する必要あり

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 67

## 訪問系サービスの方向性

1. 通年的な通勤・通学については外出付添支給付(行動援護・同行援護・重訪)の対象としない方向を提示
2. いわゆる「旧3級ヘルパー」の扱いについては、家事援助の基準緩和と合わせて検討
3. 訪問系サービスの国庫負担基準は、小規模市町村への配慮を進め、介護保険併用時の基準を見直し、行動援護は併用基準の廃止(実質的な負担の充実)を提示

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 68

## 訪問系サービスの方向性

4. 居宅介護については、介護保険と歩調を合わせ、同一建物派遣時の減算やサービス提供責任者の就任要件の引き上げ
5. 加えて、家事援助の資格要件を緩和しつつ報酬は引き下げの可能性あり
6. 重度訪問介護（重訪）の院内利用は区分6に限定し、主にコミュニケーション支援や看護に当たらない支援を提供
7. 入院後90日間が基本で延長は市町村判断

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 69

## 訪問系サービスの方向性

8. 入院する医療機関との連携を必須とし、入院時付添の報酬は在宅時の基準を適用（移動介護加算などは適用しない）
9. 重訪の場合は熟練ヘルパーが新人へ支援伝達することが多いが、この部分に対する特別な加算等は設定されない見込み
10. 重度障害者等包括支援（重度包括）については、調査研究を条件として対象者要件の見直しを検討か

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 70

## 訪問系サービスの方向性

11. 報酬のあり方は、重度包括の指定基準が個々のサービスよりハードルが低いことを理由に、個別の加算ではなく重度包括用の単価を見直す方向
12. サービス提供責任者の要件については、サービス等利用計画の進展などを踏まえて、従来の「相談支援専門員の専従確保」を緩和する方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 71

## 外出付添サービスの方向性

1. 行動援護については、従事者要件が行動援護従業者養成研修課程修了者であることを基本としつつ、現に従事する者が修了しているとみなす経過措置を延長の方向
2. 一方、支援計画シートが未作成でも減算を免れる経過措置については廃止の方向
3. 同行援護については、現在の「身体介護ありなし」で分かれている報酬を一本化する方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 72

## 外出付添サービスの方向性

4. 盲ろう重複障がいのように、支援の個別性や身体介護の必要性が高い人への支援は加算で対応の方向
5. 一方、従業者要件（同行援護従業者養成研修一般課程修了者であることを基本としつつ、現に従事する者が修了しているとみなす扱い）の経過措置は廃止の方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 73

## 自立系サービスの方向性

1. 自立訓練については、小分類（機能訓練・生活訓練）で分かれている利用対象者を障がい特性に関わらず利用できるようにする方向
2. 機能訓練では評価されている、個別支援計画を作成する計画的な訓練を生活訓練でも評価して加算を設定
3. 自立生活援助については、主に軽度障がいのある人の地域定着を図るサービスとする

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 74

## 自立系サービスの方向性

4. 一方で、訓練等給付費であることも踏まえて、支援区分による利用制限は設けない
5. 従事者要件は特に設けないが、電話等での相談対応や速やかに関係機関からの助言を得るなど、常時の連絡体制を確保すべき
6. 職員の専従性は求めず兼務OKだが、夜間対応を想定して入所やGHにおける事業実施を検討
7. サビ管の基準はGHのものを準用の方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 75

## 自立系サービスの方向性

8. 基本報酬に関しては、支援内容の特徴から月単位の包括払いになる方向
9. また、これから地域生活へ移行する人としてに地域生活をしている人で報酬を分け、さらに標準利用期間を超える場合の減算も検討される見込み
10. 他サービス（特に計画相談）との連携を求め一方、地域相談（地域定着相談）との併給は想定されない方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 76

## 就労系サービスの方向性

1. 就労移行支援については、就職後6月後の定着状況に応じた報酬を設定
2. 就労定着支援（就労定着）の創設に伴い、就労定着支援体制加算は廃止し、報酬設定は就労移行と就労定着の合算で現行の高水準相当とするイメージ
3. 一般就労の実績が少ない事業所への減算は強化される見込み（現在よりもさらに報酬差が大きくなる可能性大）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 77

## 就労系サービスの方向性

4. 就労継続全般に、現行の就労移行支援体制加算を廃止した上で、一般就労への移行実績（6月後定着実績）を評価する方向
5. 継続Aについては、支払賃金に応じた報酬差を設定し、目標工賃達成指導員配置加算に準じた報酬の加算を創設する方向
6. ただし、賃金をサービス報酬から支払うことの原則禁止、重度障がいの人を積極的に受け入れる事業所もあることなどを考慮

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 78

## 就労系サービスの方向性

7. 継続Bについても、工賃実績に応じた報酬設定、目標工賃達成加算もあり方を見直し
8. 就労定着支援については、就労系サービスの暫定支給決定不要で、福祉サービスを利用して就労した人であれば基本的にすべて利用対象とする方向
9. 制度施行前から就労している場合には、福祉サービスを利用して就労後3年未満であれば対象とする方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 79

## 就労系サービスの方向性

10. 就労定着の事業所指定は、生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続となる見込み
11. ただし、いずれの事業であっても過去数年（2～3年）の間に一般就労実績（最低でも1名以上）があることが要件となるか
12. 利用開始は一般就労移行後6月後で（そこまでは送り出し事業所のフォロー）利用期間は最大3年、利用終了後はナカポツセンターなどへ引き継ぐことをルール化

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 80

## 就労系サービスの方向性

13. 報酬は月当たりの包括払いで、最低限行うべき支援（最低月1回の面談や訪問など）を基準等で要件化する方向
14. 職場定着実績に応じて報酬に段階を設け、制度開始年度の30年度は併設事業所の職場定着率を評価する方向
15. 報酬のイメージは現行の就労移行本体報酬と就労定着支援体制加算を合算した額と同程度以上になるように設定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 81

## 就労系サービスの方向性

16. 従業者要件は特に定めず、複数の職員が柔軟に従事できるよう、常勤換算とし、さらに「1」未満も可能とする方向
17. 事業特性を踏まえて設備基準は設けず、利用定員も、主に利用者や関係者との相談を中心とするため特に定員を設けない方向
18. 利用期間終了後のナカポツセンターとの共同支援への加算、転職・離職支援の評価なども検討される見込み

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 82

## 就労系サービスの方向性

19. 就労定着の基本報酬は就労定着者数÷過去3年の利用者数を基礎に設定
20. 事情により離職した後に1か月以内の転職が実現した場合は就労定着状態が続いているものとみなす（利用期間中1回のみ）
21. 会社で虐待事案が発生して離職する場合や倒産した場合は、就労定着者数から除外
22. 類似サービスである自立生活援助や訪問型自立訓練との併給は認められず

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 83

## 就労系サービスの方向性

23. 就労移行の報酬評価対象となる「就労」については、継続Aを除外し、週20時間以上の雇用契約となる見込み
24. 就労移行に限り、福祉専門職員配置等加算の対象に作業療法士（OT）を追加
25. 就労移行の運営基準に自力通勤への支援を明記して本来業務とし、視覚障がいのある人への歩行訓練を外部専門員へ依頼した場合は加算対象とする

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 84

## 就労系サービスの方向性

26. 継続 A の報酬評価は雇用契約に基づく「平均労働時間」を基準とし、現行の短時間利用減算は廃止（サビ管との面談や残業時間などは算定除外）
27. 利用者の一定割合以上が最低賃金減額特例を適用している場合、新たな減算を設定
28. 利用する人の賃金増額のため、継続 B で設定されている「目標工賃達成指導員配置加算」に相当する加算を新設

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 85

## 就労系サービスの方向性

29. 継続 B の報酬評価が平均工賃を基準とする方向となるため、目標工賃達成加算等の工賃向上系の加算を見直し
30. 特に重度障がいのある人については平均工賃の算定対象から除外する可能性あり
31. 中山間地域や低所得者の多い地域で高齢者への配食・見守りなどを行う場合は、自治体からの委託費や補助金を生産活動収入へ組み入れ可能

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 86

## 就労系サービスの方向性

32. 継続 A・B や生活介護・自立訓練についても就職後のフォローアップを行う扱いとするため、就労移行支援体制加算を設定
33. 施設外就労については、月2日の通所による評価を施設外で行えるようにするとともに、定員の7割以内規定を廃止
34. 就労移行、継続 A の年齢要件（65歳以上は利用できない規定）については、高齢者の就労促進の観点から廃止

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 87

## 就労系サービスの方向性

35. 就労系サービスの在宅利用時に、利用者が私費で利用するヘルパー等のサービスを事業所がその費用を負担した際の加算を新設
36. 離島部については、週に1回の訪問又は通所要件を電話メールで可とし、月に1回の評価も事業所職員による訪問又は利用者による通所で可とする
37. いわゆる利用者紹介謝礼金や就職祝い金といった利益供与を禁止

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 88

## 居住系サービスの方向性

1. グループホーム（GH）については、支援区分「1」「非該当」の人のGH利用や報酬などについて検討する
2. いわゆるGHの「1つの建物特例」によるスケールメリットを活かした「重度対応型共同生活援助サービス費（重度GH）」を新設の方向
3. 重度GHは、通常の最大定員10名を2つまで同一住居へ設置可能な特例を活用

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 89

## 居住系サービスの方向性

4. GH機能だけでなく、地域生活支援拠点的な機能も果たすため、定員とは別に短期入所の併設を求める方向
5. 職員配置も厚くし、世話人の「3：1」配置や常勤の看護職員を評価する方向
6. GHでの「個人単位での居宅介護等の利用の特例」については、平成33年3月まで特例延長の方向で、あわせて重度GHでも適用可能となる見込み

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 90

## 居住系サービスの方向性

7. 精神科病院等に1年以上入院していた精神障がいのある人を受け入れるGHの相談支援や個別援助を加算等で評価の方向
8. 施設入所支援については、夜間配置職員の負担感を適切に把握し、必要な経費等を精査して報酬へ反映する方向
9. 重度障害者支援加算の算定要件である強度行動障害支援者養成研修を未受講でも良い経過措置は、31年3月まで延長の予定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 91

## 共生型・地域相談の方向性

1. 共生型類型については、障害サイドで検討するのが、介護保険事業所が障害福祉事業所としての指定を受ける場合の基準と障害福祉サービス報酬となる点に留意
2. 障害福祉事業所が介護保険事業所としての指定を受ける場合の基準と介護報酬については「社会保障審議会介護給付費分科会」で検討する予定
3. 両者のうごきに目を光らせる必要あり

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 92

## 共生型・地域相談の方向性

4. 介護サービスが障害福祉に乗り入れてくるタイプの共生型には、それぞれの指定基準を満たして一体的に事業所指定を受けるパターン（1型）と、現行の基準該当サービスパターン（3型）と、現行の基準該当サービスより人員配置等が手厚い、専門性があるパターン（2型）の3類型を想定
5. 1・3型については、現行でも通常または基準該当の報酬が設定されている

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 93

## 共生型・地域相談の方向性

6. 3型については、人員配置基準などで新たな規制を設けない代わりに報酬も現行と同じ（基準該当の低い単価）とする方向
7. 2型については、サービスの質や専門性に配慮して、サビ管や保育士などを配置する類型として新設し、報酬も基準該当よりは上増しする方向
8. なお、1型や別個に事業所指定を受ける一体的事業所も共生型を呼称できる見込み

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 94

## 共生型・地域相談の方向性

9. 地域移行相談については、地域移行実績や専門職の配置、施設・病院等との日常的な連携を評価した「機能強化型地域移行支援サービス費」（仮称）を新設する方向
10. 地域定着相談については、いわゆる緊急時駆けつけが「居宅への訪問、一時的滞在」が要件となっているが、特に負担感がある深夜・早朝時間帯の電話対応について報酬対対象として評価する方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 95

## 計画（障害児）相談の方向性

1. モニタリングの標準期間を見直し、複数サービス利用、新しい環境への適応支援が必要、事業所の虐待防止効果などに着目してモニタリング頻度を高める
2. サービス提供実績記録等を相談支援事業所へ提出する仕組みの導入
3. モニタリング結果の市町村報告と、市町村による内容検証の実施（内容検証は基幹相談等に委託可）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 96



## 計画（障害児）相談の方向性

4. 事業所指定基準において、1人の相談支援専門員が1か月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定
5. 標準件数を超えてサービス等利用計画作成やモニタリングを行った場合の減算を導入
6. 基本報酬は、初回時について加算により評価する前提で引き下げの方向
7. モニタリング報酬も、頻度の見直し等を背景に引き下げの方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 97

## 計画（障害児）相談の方向性

8. 特定事業所加算については、主任相談支援専門員の配置を要件とした新類型を導入
9. また、現行の要件を緩和した特定事業所加算の類型を一定期間に限り設定（配置人数が少なくとも算定可能な加算になるか）
10. 高い専門性を備える事業所への加算を新設（たとえば医療的ケア児者に対応可能、モニタリング時にサービス提供場面を確認といった要件）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 98

## 生活介護・短期入所の方向性

1. 生活介護については、既設の「常勤看護職員等配置加算」を見直し、これまで常勤換算1名以上は何名でも同額だったところ、新たに配置基準2人以上の区分を設ける
2. 他方で、利用時間が5時間未満の者が一定割合以上いる事業所には開所時間減算を適用する方向
3. 短期入所については、医療的ケアが必要な児者に対する支援をより積極的に評価

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 99

## 生活介護・短期入所の方向性

4. 福祉型の短期入所が（医療的ケア児者を受け入れても）医療型と比較して低報酬であることを踏まえ、新たに「福祉型強化短期入所サービス費」（仮称）を創設の方向
5. 算定条件は看護職員を常勤で1名以上配置で、単独型短期入所でも算定可能
6. あわせて、外部の看護師等が訪問する医療連携体制加算についても、長時間支援を上乗せして評価するなど見直しの方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 100

## 生活介護・短期入所の方向性

7. 他方で、短期入所の長期間利用についてはかなりの制限が設けられる見込み
8. 利用日数の原則は30日となり、30日ごと1日空けての継続利用は可能とするが、年間の利用上限は原則として180日程度となる見込み（介護者の長期入院などの場合はさらに延長も可能）
9. また、同一法人の複数事業所利用についても、減算対象となる見込み

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 101

## 児童通所系サービスの方向性

1. 児童発達支援管理責任者（児発管）については、入所・通所とも基本報酬において評価する方向（児発管専任加算は廃止か）
2. 通所（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、児発を放デイと同様の人員配置基準及び運営基準を見直す方向（従業者の資格要件強化）
3. 児発、放デイとも人員配置や利用者状態といった指標に基づき、基本報酬を区分

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 102

## 児童通所系サービスの方向性

4. 放デイについては、平日放課後の基本報酬を時間単位とする方向
5. 児発についても、未就学児童向けと学齢期児童向けで基本報酬を分けることを検討
6. いわゆる強度行動障がい、医療的ケアを必要とする子どもに対する支援には特別な加算を設定（医療的ケアについては後述）
7. 指導員加配加算などの加算は、算定可能な人数を見直し、加算額は減額の方

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 103

## 児童通所系サービスの方向性

8. 一方で、児発センターや重心型児発・放デイについても指導員加配加算を設定
9. 特別支援加算も加算額を見直す（おそらく減額する）とともに、視覚障がい児の歩行訓練などへ対象拡大
10. いわゆる一般的な子育て支援施策との連携や移行については、関係機関連携加算の算定回数増や一般施策への移行に対する評価を検討する方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 104

## 児童通所系サービスの方向性

11. 利用している障がいのある子どもや保護者に対する相談援助を強化し、事業所内相談支援加算の算定要件の見直しを検討
12. 欠席対応加算については、体調が不安定な障がい児など欠席率が著しく高い場合について、算定回数の見直しを検討
13. 児発・放デイのガイドラインの自己評価結果等を情報公開システムで公表していない場合の減算を創設

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 105

## 児童通所系サービスの方向性

14. 保育所等訪問支援については、児発・放デイと比べて非常に規模が小さいことを踏まえて報酬を見直し、訪問支援員特別加算の増額を検討
15. また、利用開始時の初回アセスメントや訪問先との連携・調整を評価し、初回加算を創設する方向
16. さらに、保護者に対する丁寧な支援を実現するため、家庭連携加算を創設する方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 106

## 児童入所系サービスの方向性

1. 障害児入所施設（福祉型）については、人員配置基準以上の手厚い配置をしている場合の加配加算を検討
2. 障害児施設から成人サービスへの移行について、33年までの期間限定で成人の入所施設へ移行した場合でも地域移行加算の対象とする方向（医療型は児者一貫の対応が恒久的な方向となったため、成人サービスへの移行は考慮されず）

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 107

## 児童入所系サービスの方向性

3. 障害児入所施設（医療型）については、保育士等の配置があるものの評価が手薄いため、人員配置基準以上の手厚い配置をしている場合の加配加算を検討
4. また、いわゆる「有期限・有目的」型の入所を促進するため、短期集中訓練をさらに評価する方向
5. 障害児入所施設全般として、法定化される公認心理師の配置を評価

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 108

## 医ケア・訪問児発の方向性

1. 基本的な方向として、医療的ケア児（医ケア児）が増加しており、個々のニーズに応じて地域における必要な支援が受けられるよう、サービス提供体制を確保する必要があることを提示
2. 通所サービスや障害児入所施設（福祉型）でも医ケア児への支援を拡充する方向
3. 今回の報酬改定では、医ケアに関する簡易な基準により看護職員配置加算を設定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 109

## 医ケア・訪問児発の方向性

4. 通所サービスにおける看護職員の配置については、基準に該当する子どもの人数に応じて加算額を増しさせる方向
5. 障害児入所施設については、現行の看護職員1名配置に対する加算を拡充し、2名以上配置した場合にさらなる評価
6. 簡易な基準については、診療報酬の「超・準超重症児（者）判定基準」のうち、看護職員対応の行為を点数化して設定

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 110

## 医ケア・訪問児発の方向性

7. 医ケア児については、送迎時間帯にも医療的ケアが必要なケースが多いため、どのような評価が可能か分析した上で、送迎加算の見直しを検討
8. 看護職員を直接配置しない場合の医療的ケアについては、外部の看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを行った場合等を評価する「医療連携体制加算」に関して、長時間支援を上乗せする評価などを検討

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 111

## 医ケア・訪問児発の方向性

9. 新設の訪問型児童発達支援（訪問児発）については、医ケア児や重心判定児、感染症リスク児など児童本人の状態が通所困難である場合を対象とする方向（家族の事情による利用は認められない可能性あり）
10. 利用に際しては障害児相談の計画を必須とする可能性も（セルフは原則ダメか）
11. 支援内容は基本的に児発と同じ、相談援助も含む方向

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 112

## 医ケア・訪問児発の方向性

12. 職員配置は有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置するほか、基本的には保育所等訪問支援の基準を援用
13. 実際の報酬も保育所等訪問支援を参照し、専門性の高い人員配置に対しては訪問支援員特別加算を設ける方向
14. 一方で、訪問児発から通所児発への移行支援が評価される可能性あり

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 113

## 変わるもの、変わらないもの

### 変わる制度

措置 → 支援費 →  
自立支援法 → 総合支援法

### 変わらない支援

本人に寄り添った支援、地域生活の推進など

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 114

ご清聴いただき  
ありがとうございます  
ございました

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 115

## ご参考まで・・・(その1)

- 全国手をつなぐ育成会連合会  
これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わりました。

<http://zen-iku.jp/>

または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくとたいがいトップで表示されます。

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料 116

## ご参考まで・・・（その2）

### ○ あたらしいほうりつの本

又村が書いた初めての単行本が出ました！  
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・  
手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会の  
ホームページ、または「すぺーす96」  
（書店）のホームページから！

平成29年(2017年)12月11日 鎌倉市基幹相談支援センター研修会 資料